日調連発第３６０号
令和６年２月２６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

令和６年能登半島地震関係のメモについて（お知らせ）

標記メモが法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局へ別添のとおり周知されたとの情報提供がありましたので、この旨お知らせするとともに、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

【メモ】令和６年能登半島地震関係

１　地積測量図の取扱いについて

・令和６年能登半島地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の取扱いについて（令和６年１月１０日付け法務民二第１８号民事第二課長通知、以下「第１８号通知」という。）の記２⑴なお書きにある、「当該座標値が任意座標値であることが判別できるような明示」とはどのような記載か。

例１「任意座標」と記載

例２「任意座標として取り扱う」と記載

例３「令和６年能登半島地震により任意座標」と記載

→　地積測量図の作成時期等で一定程度明らかではあるが、念のため任意座標として取り扱う原因である「令和６年能登半島地震」に触れる形とし、「令和６年能登半島地震により任意座標として取り扱う」と記載するのが妥当であると考える。

・記２⑵の点検方法は、具体的にどのような方法によって行われるべきか。

→　通常の点検方法で差し支えない（その中で、辺長検査等により相対的な位置関係が公差の範囲内に収まっているかどうかも確認することができる。）。

・ただし書きのところで、「筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときはその旨を書きなさい」とあるが、東北の地震の時は、この部分に「地震前の国土地理院の公表成果を利用した」という旨の記載例があったが、今回もこの文言が必要になるのか。

→　記載としては、以下のとおりとするのが望ましい。

（測量時の測地基準系が世界測地系の場合）

「令和６年能登半島地震前の基本三角点等の成果に基づき測量
世界測地系（測地成果２０１１ or 測地成果２０００）」

（測量時の測地基準系が日本測地系の場合）

「令和６年能登半島地震前の基本三角点等の成果に基づき測量
日本測地系」

なお、測量のタイミング、測量図作成のタイミング、登記申請のタイミング等、様々なタイミングがあるが、当該座標値を測量して記録したことについての補記であるため、測量のタイミングを起点として、上記の記載をすれ

ば足りると考える。

・嘱託の路線測量も震災前に終わっていて、登記も順次出ていて、あと数件残す状況だが、その点についても相対的な移動の確認ができない限り受けてはいけない、というわけではなく、それぞれ法務局側と打ち合わせて処理を続けてもよろしいか。

→　特段、登記申請を受けてはならないという取扱いとはしていないため、処理を続けて差し支えない。留意すべきは地積測量図に対する補記と任意座標としての取扱いのみである。

・記２について、地震後に測量したものは原則任意座標として整理されるところ、地震前に測量したものについては、その対応方法について局内でも打合せを行っている状況である。その上で、今後地積測量図を作成するに当たっては、現状ずれている街区基準点を基に測量を行うことにより、最終的に変換パラメータが公表されれば、数値を変換できる余地があるため、そのような対応を求めることが望ましいと考えるが、どのように考えればよいか。

→　対応を要するのは、第１８号通知に基づく取扱い（地積測量図への付記等の取扱い）のみである。

　街区基準点に基づく測量成果の方が今後、変換により活用することができる可能性が高いというのはご指摘のとおりであるが、お願いベースとなる。

・地震前の測量成果に基づく申請が出ており、二課からの連絡の前に完了している事件があるが、これについては遡って補記する必要はあるのか。終わっているものはそのままでよいのか。

→　通知による取扱いは発出日（令和６年１月１０日）以降であるため、特段の対応は要しない（既存の測量図も結局は同じ状況である。）。

２　法務局地図作成事業について

・第１８号民事第二課長通知の取扱いは、地図作成作業により納品される地積測量図も対象となるか。

→　通常の登記と取扱いを異にする理由はないため、対象となる。

・１年目作業の取扱い

→　基準点測量の成果について、数か所で検測を実施する（「既知点である基本三角点等と設置した基準点との相対的な位置関係が公差の範囲内に収まっ

ているか」という観点で実施）。
（検測結果が公差の範囲内に収まっている場合）
検査了とする。
（検測結果が公差の範囲内に収まっていない場合）
再測量を行い、あらためて検測を実施する。
検測の結果、公差の範囲内に収まっている場合は検査了とする。

・２年目作業の取扱い
→（既に検査測量を終えている場合）
既に検査測量を終えていることをもって検査了とする。
地図は１４条１項地図として備え付けることとし、基準点成果の改定後、必要に応じて補正パラメータを適用する。
（検査測量が終わっていない場合）
数か所で検測を実施（「既知点である基本三角点等と設置した基準点との相対的な位置関係が公差の範囲内に収まっているか」という観点で実施）。
検測の結果が公差の範囲内に収まっている場合は検査了とし、地図は１４条１項地図として備え付け、基準点成果の改定後、必要に応じて補正パラメータを適用する。
検測の結果が公差の範囲内に収まっていない場合は再測量を行い、あらためて検測を実施する。検測の結果、公差の範囲内に収まっている場合は検査了とする。

・令和５年度着手作業について、２月９、１０日に住民説明会を予定していたが、予定する場所が破損していること、余震が続いていることから、延期を予定しており、その旨の文書の発出を予定している。仮に今後この作業が中止などされる可能性があればその旨も盛り込む必要があるが、その可能性はあるか。
→　現時点では、２年目作業を中止することなく、実施していただく方向で考えている。

５　**筆界特定について**
・３現場については市内で基準点測量しているもの、もう１現場については特定測量した任意座標という形である。１つの現場については、一番新しいものは、不動産取引が控えているということで、急いでくれということで言われており、検測はして、相対的な位置関係についてはずれていないことは確

認をしているところであるが、当然基準点の座標値は違っているので対応を確認したい。

→　検査測量をして相対的な位置関係についてずれていないことが確認できた場合は、手続を進めて差し支えない。

　この場合、筆界特定図面には、以下のとおり補記を行い、令和６年能登半島地震前の成果によって特定したものが分かるようにすることが望ましい。

（測量時の測地基準系が世界測地系の場合）

「令和６年能登半島地震前の基本三角点等の成果に基づき測量
世界測地系（測地成果２０１１ or 測地成果２０００）
上記測量成果について任意座標として取り扱う」

（測量時の測地基準系が日本測地系の場合）

「令和６年能登半島地震前の基本三角点等の成果に基づき測量
日本測地系
上記測量成果について任意座標として取り扱う」

・現時点で相談を受けているところは、街区基準点で測ったような測量ということなので、測量図と同様に点検測量をして位置関係について、ずれていないことを確認した上で、任意座標として申請をしてもらえば受付可能か。

→　可能と考える。

・今後、平行移動ではないような地殻変動が発生した場所で、筆界特定が出てきた際、形状の変化が生じている場合に、法務局の登記官が筆界の判断が下せないケースが想定されるところ、その場合、東日本大震災や熊本など、事例によってどのような処理なされているのか確認したい。

→　事案を踏まえて慎重な検討が必要になると考えるため、実際にそのような事案が生じた場合には、個別に本省に照会いただきたい。

・本月中に３申請の特定を予定としていたところ、うち２件は街区基準点を与点とした測量により世界測地系の座標値により特定、１件は任意座標系の座標値により特定する予定であった。今回の地震により街区基準点の座標値が変更される可能性があるところ、特定に使用した測量データについては、再度、点検測量を要するのではないか。

→　再度点検測量を行う必要があると考える。点検測量の結果が公差の範囲内であれば特定に使用した測量データを使用する形で筆界特定を行い、公差の範囲を超えていれば改めて筆界特定に必要な点の測量を法務局において実施

した上で、筆界特定を行うことになると考える（なお、いずれの場合であっても、筆界特定図面への補記を要すると考える。）

・また、街区基準点又は恒久的地物と境界標又は構造物との相対的位置関係が、点検測量の結果と特定に使用した測量データが公差の限度を超えている場合には、再度、測量した上で、期日等の開催を要するのではないか。

→　再度筆界特定に当たって必要となる点の測量を要することについては御認識のとおり。なお、期日の再開催は不要と考えるが、申請人から改めての意見提出の意向等が示された場合などには柔軟に対応する必要があると考える。

・点検測量の結果と特定に使用した測量データが公差の限度内であれば、任意座標系についてはそのまま特定し、世界測地系については座標系を表示せず街区基準点を恒久的地物とした任意座標系の座標値により特定するのではないか。

→　御認識のとおり。